近世ボヘミアにおける独立の試み 一ボヘミア連合の成立背景と実態に関する一考察一

市川綾野

はじめに

1618年、ボヘミア王国では三十年戦争の発端となる反乱が勃発した。カトリック化を図るハプス ブルク家の皇帝に対し、信仰の自由と特権の尊重を求めて、ボヘミアの非カトリック諸身分が反旗 を翻したのである¹。このボヘミア反乱の翌年、反乱勢力によって樹立された新たな連合国家が、ボ へミア、シレジア、上下ラウジッツ、モラヴィアの5つの領邦からなるボヘミア連合(Confoederatio Bohemica) であった。スラヴ系のチェコ人に加えて、東方植民以来ドイツ系住民も多く居住するボ ヘミア王国は、13世紀から選挙王制をとっており、1526年以降はハプスブルク家の統治が続き、神 聖ローマ皇帝がボヘミア王位を兼位してきた。ボヘミア王国は15世紀にフス派戦争(1419-1436年) を経験して以来、穏健的フス派である聖杯派(Utraquist)が住民の大多数を占める非カトリック国 であった。前述の反乱の起こった 17 世紀初頭には,この聖杯派に加えてフス派の分派である兄弟団 (Unitas Fratrum) と、宗教改革以降ボヘミアにも浸透したルター派が勢力を伸ばし、これら非カト リック諸宗派の占める割合は、人口の9割近くにのぼっていた2。聖杯派はカトリックと共に長らく 公認宗派とされてきたが,兄弟団とルター派は,皇帝ルドルフ2世が発布した多宗派を容認する勅 書によって,1609 年になってようやく信仰の自由を認められたのである ³。後にボヘミア反乱勃発 の直接的な引き金となったのが、この「1609年の勅書」の不履行であった。反乱の勃発以後、ボヘ ミアがたどった経過は,16 世後半にスペイン・ハプスブルク家に対して反乱を起こし,独立を図っ たネーデルラントの状況と似通っている。ボヘミアも 1619 年 7 月にボヘミア連合の樹立を宣言し、 ハプスブルク家からの独立に踏み切ったのである。しかし、その後の両国が歩んだ道筋は大きく異 なっていた。スペインから正式な独立の承認を勝ち取り、海洋貿易で栄えたネーデルラントに対して、 ボヘミア連合は建国後わずか一年余りで消滅し、ボヘミアは再びハプスブルク家の支配下に置かれ ることとなった。

このボヘミア連合に関しては、国家としての存続期間があまりにも短いことから、三十年戦争関連の研究において言及される程度で、連合そのものに関する専門的な研究は多くはない。連合形成の主体となったのは、上級貴族、下級貴族、市民で構成されたボヘミアの諸身分(Stände)であったが、

そもそもこの諸身分が、君主による国家統合を妨げ、政治・社会制度の近代化を阻害する要素として、長年近世ヨーロッパ史において否定的に捉えられてきたために、身分制国家であるボヘミア連合も相対的に否定的な観点で捉えられてきたのである。とはいえ、ボヘミア連合は、宗派対立の先鋭化する当時のヨーロッパにありながら、カトリック、聖杯派、兄弟団、ルター派の4宗派を公認し、宗派選択権を個人に認める異例の宗教的寛容を実現させた数少ない国の一つであった。また、連合の国家体制を定めたボヘミア連合規約は、多宗派の容認の他にも、立憲主義や諸身分の抵抗権の保障といった先進的な規定をもっており、絶対君主制の確立が進むヨーロッパの中に誕生した諸身分の特権と自由を前面に押し出した身分制国家であった点も注目すべきである。こうした特徴は、ポーランドを始めとする東中欧の国々にも見られたが、ボヘミア連合が後に上下オーストリア地域をも引き込み、神聖ローマ帝国内の広範な地域を基盤として成立したことを鑑みると、その特異性は明らかである。

ボヘミア連合および連合規約に関する研究としては、まず1930年代のR. スタンカ (Rudolf Stanka)の研究が挙げられる。ボヘミア連合規約に関する専門的な研究を初めて行ったのがこのス タンカであり、彼は連合規約に先駆的な規定を見出し、その重要性を強調した4。そして、近世ヨーロッ パの諸身分に対する再評価が始まった 1980 年代には、W. ベッカー(Winfried Becker)が身分制国 家の形成事例として,ボヘミア連合規約を検証している5。ベッカーは連邦規約に見られる連邦制や 立憲主義、多宗派の容認といった規定の先駆的な性格を指摘しつつも、それ以前の時代からの連続 性を指摘した。90 年代には J. バールケ(Joachim Bahlcke)がベッカーと同様に、身分制的国家形 成の観点からボヘミア連合を分析し、連合を下からの合意に基づく東中欧の国家モデルの典型とし て高く評価している。このように近年では諸身分に対する再評価の流れを受けて、中・近世の東中 欧地域の身分制国家に対する研究も進んでいるとはいえ、ボヘミア連合および連合規約に関する研 究は依然として数が少なく、十分な研究がなされていない現状に変わりはない。また、従来の研究は、 法制史・国制史的な関心に基づくものが多く,ボヘミア連合規約の内容ないしは規約によって規定 される国制のみに焦点が絞られる傾向にある。よって本稿では、まず、連合の成立過程と連合規約 の歴史的起源の検証を通じて、ボヘミアの諸身分がいかにしてボヘミア連合という特異な国家体制 を構想し、実現したのかを明らかにしていきたい。あわせて、連合の実態や規約の運用状況、ヨーロッ パ諸国との関係といった観点からも、短命に終わったボヘミア連合の実像に迫ることとする。

1. ボヘミアの反乱と連合の形成

本章では、ボヘミア連合とはいかなる国家体制であったのかを、その形成過程と連合結成の核となった連合規約の内容から、概観していきたい。ボヘミア連合成立の端緒となるボヘミアの反乱が勃発したのは、1618年5月のことであった。当時のボヘミアでは、1609年に皇帝ルドルフ2世が発布した勅書によって、聖杯派、兄弟団、ルター派ら非カトリック諸宗派にも信仰の自由が認められていた。しかし、この「1609年の勅書」で認められたはずの信仰の自由および諸身分の特権が侵

害されているとして、ボヘミアの非カトリック諸身分は時の皇帝の任命した統治代理人をプラハ城の窓から投げ落とし、ハプスブルク家の統治に対する叛意を表明したのである⁷。窓から要人を投げ落とすという行為は、ボヘミアでは15世紀のフス派戦争以来、支配者への反抗を示すいわば反乱の狼煙であり、このプラハ窓外投擲事件を契機として、ボヘミアの反乱、延いては三十年戦争の幕が上がることとなった。

とはいえ、蜂起に走ったボヘミアの非カトリック諸身分自身にも、この時点ではハプスブルク家 との対立がどの程度まで深刻化するのかに関して、確固たる見通しは立っていなかった。事態は未 だ国王と諸身分との駆け引きの範疇にあり、全面的な武力衝突なしに収束する可能性も残されてい た。そこで反乱勢力は,当面は和戦両様の備えを進めることとし,まずカトリック信者のみで固め られていた従来の統治代理人を一掃して、暫定的な政府機関を創設した。上級貴族、下級貴族、市 民から選ばれた代表を「執政」としたプラハ執政府である。「1609年の勅書」の無条件承認を要求 として掲げた新政府は、早々に蜂起のいきさつを記した「弁明」を発して事件をヨーロッパ中に喧 伝し. 諸国に理解と支援を求めた⁸。また、国内では1万6千の執政府軍が招集され、司令官には窓 外投擲事件を主導したトゥルン伯ハインリヒ・マティアスが就任している⁹。執政府が警戒しなけれ ばならなかったのは、ハプスブルク家の反撃ばかりではなかった。非カトリック諸宗派の掲げる「1609 年の勅書|は本来カトリック,聖杯派,兄弟団,ルター派の4宗派に同等の権利を付与するもので あり、必ずしもカトリックの排斥を意図したものではなかったが、ボヘミア国内のカトリック貴族 は新政府に強い反発を示し、両者の対立は決定的となった。プルゼニ、チェスキー・クルムロフ、チェ スケー・ブジェヨヴィツェなどの伝統的にカトリック信者の多い地域では、執政府に対する抵抗運 動が展開され、トゥルン伯率いる執政府軍はこうしたカトリック都市の鎮圧とイエズス会の追放に 奔走した。

一方、この衝撃的な事件を受けて、皇帝マティアスとその側近たちは対応を決めかねていた。実はこの時、ボヘミア王冠を手にしていたのは皇帝マティアスではなく、その従弟のシュタイアーマルク大公フェルディナントであった。嫡子のいないマティアスが後継者に指名したのが大公フェルディナントであり、ボヘミアの王国議会は1617年6月に彼を国王に選出している。フェルディナントはイエズス会の教育を受けて育ち、カトリック強硬派として知られる人物であったが、即位の際には不本意ながらも「1609年の勅書」を正式に承認したのである。反乱によって王位が危機に晒されたフェルディナントは、武力による弾圧を皇帝に要請していた¹⁰。しかし、ボヘミアはかつて5度の十字軍を撃退して信仰を守ったフス派が未だに人口の大多数を占めている厄介な国であり、そこで宗教問題が再燃すれば、事態が泥沼化することは明白であった。加えて、マティアスの重臣である枢機卿クレースルは、帝国内のカトリックとプロテスタントの融和政策を推進する立場から、交渉による妥協の道を強く主張していた¹¹。こうした事情から、皇帝陣営としては、差し当たりボヘミア側に恩赦や信仰の自由の部分的な承認などを提示して、事態を穏便に収束させる方針をとることとした。

しかしながら、皇帝とボヘミア側との和平交渉は行き詰まり、事態は膠着状態のまま時間だけが 経過していった。皇帝の迂遠な対応策に業を煮やした大公フェルディナントは、和平推進派のクレー スルを失脚させ、反乱勃発から3か月経ってようやく最初の討伐軍をボヘミアに差し向けたが、大 勢が変化することはなかった。スペインから資金提供を受け、フランドルで編成されたビュコワ伯 率いる討伐軍は、ボヘミアの執政府軍によって、チェスケー・ブジェヨヴィツェに封じ込められた まま冬を越してしまったのである。冬の間、執政府軍はオーストリア国境地域を荒らして回り、カ トリック勢力の最大の拠点であったプルゼニは、名うての傭兵隊長マンスフェルトが率いる2万の 傭兵軍によって攻め落とされた。この傭兵部隊はボヘミア王位に関心を寄せるプファルツ選帝侯と、 長年ハプスブルク家と敵対関係にあったサヴォワ大公が費用を分担して、ボヘミア側の援軍として 派遣したものであった。

ところが翌年3月に皇帝マティアスが死去すると、事態は大きく進展することとなった。フェルディナントが皇帝位を継承することによって、闘争が激化することを警戒したボヘミア諸身分は、周辺諸邦を蜂起に引き入れるべく、積極的な働きかけを開始したのである。こうして、まずシレジアと上下ラウジッツが、次いでモラヴィアがボヘミアの反乱運動に加わり、紛争はボヘミア王冠諸邦全土に拡大した。次期皇帝への選出を目指すフェルディナントが選挙戦に向けた根回しに専念している間に、ボヘミアでは各領邦の代表を集めた会合が開かれ、今後の王冠諸邦全体の国制の在り方を決める重大な協議が進行していた。そして、ボヘミア反乱の勃発から一年以上が経過した1619年7月31日、ついにボヘミア王冠諸邦は、新たな連合国家の樹立に踏み切った。ボヘミア、シレジア、上下ラウジッツ、モラヴィアの5つの領邦は、共同で連合規約を締結し、ボヘミア連合の名の下に緩やかな連邦を形成したのである。

5つの領邦を結びつける連合規約は、ボヘミアが提示した規約案に諸邦が検討を加え、幾度かの改訂を経て成立した ¹²。規約はまず、連合を構成する 5 つの領邦が対等の立場にあることを保障し、各領邦に設置された護教官会議にも等しく広範な権限を付与している。各領邦においては、それぞれの身分制議会が主権を掌握し、主要な官職は非カトリック貴族によって独占されていた。それまでカトリック貴族によって要職を独占され、官職から排斥されてきた非カトリック貴族は、政権を掌握するとその立場を完全に逆転させたわけである ¹³。そして、肝心の連合の統治権に関しては、注目すべき規定が設けられている。各領邦の統治権は、選挙によって選ばれた連合の国王に委託されるが、国王は連合規約だけでなく、信仰の自由を認める勅書や法律、すべての特許状を承認して初めて連合の統治権を得ることができるのである ¹⁴。また、規約は諸身分の抵抗権をも保障しており、ボヘミア連合は規約によって国王の権限を厳しく制約する立憲主義的体制であったといえるだろう。こうして、ボヘミア王冠諸邦には、諸身分を主体とした新しい国家が成立し、8月16日には上下オーストリアがこれに合流を果たした。

さらに、ボヘミア連合は8月19日にフェルディナントの廃位を正式に宣言し、その後連合の新たな国王としてプファルツ選帝侯フリードリヒを選出した。新教同盟の有力者であったフリードリヒ

は、イングランド王ジェームズ1世の娘婿でもあり、この人選はボヘミア連合側にとって、新教同盟とイングランド双方からの支援が期待できるものであった¹⁵。フリードリヒは11月3日に聖ヴィート大聖堂で戴冠式を挙げ、いよいよボヘミア連合は完全に独立への道を歩みだしたのである。しかし、期を同じくして、廃位されたボヘミア王フェルディナントも、皇帝に選出され、神聖ローマ皇帝フェルディナント2世として即位していた。皇帝位に就いたフェルディナントは、ボヘミアの反乱鎮圧に本格的に乗り出し、新皇帝とボヘミア連合との全面的な衝突は、避けがたいものとなったのである。

2. ボヘミア連合規約の歴史的起源

ボヘミア連合規約は、立憲主義や連邦制、抵抗権の保障、多宗派の容認といった従来の神聖ローマ帝国内にはない特徴をもつ新しい体制を規定していたが、このような規約はいかにして誕生したのだろうか。本章では、連合規約の歴史的起源を探っていくこととする。連合規約の構想に影響を与えた主な要素としては、ネーデルラント連邦共和国の国制、17世紀初頭にプロテスタント系の学者たちの間で盛んになった絶対王政に対抗する国家理論、伝統的なボヘミアの制度・慣習の三つが挙げられる。第一に、ネーデルラントの国制からの影響に関しては、先述のとおり、ボヘミアにおける反乱勃発から連合形成に至る過程そのものが、先にスペイン・ハプスブルク家から独立を図ったネーデルラントの状況と似通っており、同時代の知識人も、ボヘミアの反乱をスイス並びにネーデルラントの事例と重ね合わせている 16 。国王を戴くボヘミア連合に対して、ネーデルラントは共和国であったが、ボヘミア連合がフェルディナントを廃位して、新国王としてプファルツ選帝侯を擁立したように、ネーデルラントでもフェリペ2世の廃位を宣言した当初は、外国から君主を迎える手筈が整えられていた 17 。どちらの国でも君主の挿げ替えが意図されていたわけである。反乱を起こしたボヘミアの非カトリック諸身分も、独立運動の先達であるネーデルラントに強い共感を抱き、最大の支援国として期待を寄せていた。そのため今日でも、ボヘミア連合の国制は、ネーデルラント連邦共和国を模範としていたとの見解が主流となっている 18 。

第二に、当時のヨーロッパ諸国においては、絶対主義を推進する王権とそれに抵抗する諸身分との間で衝突が繰り返されていたが、こうした過程で形成されつつあった国家理論もボヘミア連合規約に影響を与えていた。とりわけ、1603年に出版されたカルヴァン派の法学者ヨハネス・アルトジウス(1563-1638年)の主著『政治学(Politica Methodice Digesta)』からは、ボヘミア連合規約との一致点が数多く見出されている「9。アルトジウスはこの著作において人民主権、社会契約、抵抗権、連邦制などの理論を説き、近代政治学の先駆者として知られる人物である。兄弟団と聖杯派は、バーゼルやジュネーヴなど各地のプロテスタント系大学に多くの留学生を派遣しており、ヨーロッパ中の知識人との間に人脈を有していた。彼らとの交流を通じて、ボヘミアには当時の最先端の国家理論がもたらされ、それが連合規約にも取り入れられていったものと考えられる。

第三に、ボヘミア連合規約には、多くの面で従来のボヘミアの制度や慣習も受け継がれている。 確かにボヘミア連合規約は、先行するネーデルラント連邦共和国や当時の先進的な国家理論などを

参考として,反乱後に創設されたプラハ執政府の識者たちによって,極めて短期間のうちに起草さ れたものである。とはいえ、彼らは急場凌ぎに他国の国制をそのまま真似たり、机上の国家理論を 寄せ集めたりして、反乱を機に従来の国制の一新を図ったわけではない。こうした新しい要素と同 様に、連合規約にはボヘミア特有の制度・慣習、それまでに獲得されてきた特権および自由など、 伝統的な要素も息づいているのである。W. ベッカーは、ボヘミア連合の連邦制と議会制は従来の体 制を整備・改良したものであるとして、前時代からの連続性を強調している 20。ボヘミア連合を構 成していたボヘミア、シレジア、上下ラウジッツ、モラヴィアの5つの領邦の結びつきは、14世紀 のルクセンブルク家の治世にまで遡る。ヨハンとその息子カール4世の両ボへミア王の尽力により、 シレジア、上下ラウジッツ、モラヴィアの4つの領邦は、ボヘミア王の戴く聖ヴァーツラフの王冠 に従属する封土として統合され,ボヘミア王国を筆頭とする5つの領邦からなるボヘミア王冠諸邦 が誕生したのである。統合とはいうものの、5 つの領邦は同一の国王を共有するのみで、各領邦は独 自の統治者と政治機構を有しており、当時から実質的には後のボヘミア連合の連邦制に近い体制が 成立していた。こうした既存の体制の下で、ボヘミア連合規約が打ち出した新機軸は、5つの領邦を 完全に同格とし、それまで認められていたボヘミアの優位性を廃止した点である。15世紀以降、ボ へミアは国王選出権を独占しており、他の領邦に対する優越を主張し、それを既成事実化してきた。 そのため、他の領邦がボヘミアの専横に反発し、王冠諸邦内で内紛が生じることも珍しくはなかっ た。ぶへミア連合はこの点を改め、諸邦を同格と定めることで、諸邦間の不満を解消し、連合の 結束を高めようとしていたのである。また、ボヘミア連合では身分制議会が各領邦の主権を握って いたが、このように議会を通じて諸身分、とりわけ貴族が大きな権限を有する体制も反乱以前から 存在していた。フス派戦争以来,ボヘミアの王国議会は王冠領土の保全・譲渡,戦争・和平,条約, 課税、貴族の資格認定(Inkolat)など多岐にわたる議決権限を有しており、国王は重要な官職の任 免や顧問団の選定などの際にも、諸身分の承認を得なければならなかった ²²。15 世紀から 16 世紀初 頭にかけて、空位期間と弱体な王朝が続いたボヘミアでは、諸身分が議会の権限を着実に強化して いたのである。

反乱勃発の原因ともなった信仰の自由に関しても、ボヘミアには長い伝統がある。そもそもボヘミア連合が掲げた「1609年の勅書」とは、1575年につくられた「ボヘミアの信仰告白(Confessio Bohemica)」に承認を与えたものである²³。聖杯派、兄弟団、ルター派が共同で作成したこの信仰告白は、1530年の「アウクスブルクの信仰告白」を模範としていた。非カトリック諸身分は、出来上がった信仰告白の承認を時の皇帝マクシミリアン2世に迫ったが、皇帝は2度にわたり口頭でこれを承認するに留まった。しかし、マクシミリアンの息子である皇帝ルドルフ2世の治世に、諸身分は勅書という形でその正式な承認を勝ち取ったのである。この信仰告白の内容は、従来容認されてきた聖杯派に加えて、初めて兄弟団、ルター派にも信仰の自由を拡大し、非カトリック宗派に教会と学校を自由に創設できる権限や、宗派監督の任命権などを与えた画期的なものであった²⁴。また、聖杯派に限っていえば、ボヘミアの宗教寛容体制はさらに遡ることができる。ボヘミアではフス派

戦争以来、カトリックと聖杯派を共に公認宗派とする二宗派共存体制が 200 年近く維持されてきた。 その根幹をなしたのは、フス派戦争の講和条約である「バーゼル協約」であった。1436年に成立し たこの協約は、一種聖餐(カトリック)と二種聖餐(聖杯派)の選択の自由を保障し、しかもその 選択権が個人に委ねられることを規定している 25。カトリックかルター派かの宗派選択権を領主と都 市に認めた「アウクスブルクの和議」(1555年)が成立する一世紀以上も前に、ボヘミアではこの ような画期的な宗教寛容体制が生まれていたのである。さらに、二宗派の相互寛容の頂点とされる「ク トナー・ホラの協定 | (1485年) は、社会的地位にかかわらず個人に宗派選択権を保障し、領主お よび都市による信仰の強制を法的に禁じている26。ボヘミア連合規約は、こうした宗教寛容の伝統と、 信仰の自由を諸身分の特権と見なす慣習の延長線上に完成されたといえるだろう。加えて,立憲主 義の面でも先に述べた「バーゼル協約」は重要な足跡を残している。協約はその後,1462 年に教皇 庁から一方的に破棄されるが、ボヘミアでは依然として効力を保っていた²⁷。ボヘミア諸身分は歴 代の国王に対して、即位の際に協約の遵守を確約することを義務付けており、協約はいわば王国の 憲法としての役割を果たしていたのである。協約が成立した1436年以降に即位したボヘミア国王は、 すべてこの手順を踏んでおり、ハプスブルク家の皇帝たちも例外ではなかった。その後、「バーゼル 協約」に代わって,ボヘミア諸身分が皇帝に承認を求めたのが「1609 年の勅書」であり,これらの 先例はボヘミア連合規約を基軸とした立憲主義体制の確立へと繋がっていった。抵抗権についても、 ボヘミアでは古くから、特権や自由を侵害する国王を不適格と見なし、諸身分が反乱を引き起こす 事例が見受けられ、諸身分の間に抵抗権の意識が定着していたものと考えられる。その最たる例が フス派戦争であり、諸身分は反乱の過程で、正統の王位継承者であるジギスムントの廃位を宣言し、 ポーランドのヤゲウォ王家に新国王の派遣を打診していた。1618年のボヘミア反乱における反乱勢 力の行動は、この先例を踏襲したものであり、この他にもフス派戦争時代の故事を意識的になぞら えた行動は随所に見受けられる。

さらに、東中欧史の視点からは、I. アウエルバッハ(Inge Auerbach)が、ボヘミア連合規約に見られる立憲制、抵抗権、信仰の自由などの特徴に関して、興味深い見解を提示している。従来、ボヘミアの反乱は神聖ローマ帝国の枠内の出来事として捉えられてきた。こうした傾向に対し、アウエルバッハは長い同君連合の歴史をもち、共通の政治・文化的基盤を有する文化圏が形成されたポーランド=リトアニア、ボヘミア、ハンガリーからなる「ヤゲロニアン・ヨーロッパ」の観点から、ボヘミアの反乱を捉え直している 28。この3国間では、1342年から1526年までの期間に、いずれかの組み合わせで8度の同君連合が成立していた。アウエルバッハは、16世紀後半にポーランド=リトアニア「共和国」で「黄金の自由」と呼ばれる貴族共和制が成立する過程と、ボヘミアの反乱から連合の形成に至る経過の類似性を指摘し、貴族共和制、宗教的寛容、不適格な国王への反乱は東中欧地域に共通した文化であると結論付けている。確かに、ポーランド=リトアニア「共和国」で1573年に成立したヘンリク条項には、国王自由選挙、強訴権(抵抗権)、課税・徴兵・戦争に関する議会の権限などボヘミア連合規約と同様の規定が多数見られる。しかも、条項が憲法的性格をする議会の権限などボヘミア連合規約と同様の規定が多数見られる。しかも、条項が憲法的性格を

有している点も連合規約と共通している。加えて、ヘンリク条項に組み込まれているワルシャワ連 盟協約は、宗派を問わず宗教的寛容を保障した前例のない寛容令であり、これもボヘミアの「1609 年の勅書|並びに「クトナー・ホラの協定|と符合する 2º。どちらの国においても,こうした権利 獲得運動を主導していたのは貴族であり,この点では市民階級が重要な役割を担ったネーデルラン トよりも、ボヘミア連合の体制はポーランド=リトアニア「共和国」の「黄金の自由」に近いもの であったと考えられる。また、J. バールケは、複数の民族、文化、言語、宗教が併存する東中欧地 域に即した社会統合のモデルとして、ボヘミア連合を高く評価しており、このような東中欧の身分 制的国家モデルに、絶対主義と国家の近代化というヨーロッパのモデルとは異なる、下からの合意 に基づく統合の可能性を見出している³⁰。

上述のように、ボヘミア連合規約には、多方面から影響を受けていた形跡が随所に見受けられる。 このような特徴は、スラヴ文化圏に属しながらも、ハプスブルク家の支配圏に組み込まれ、宗教改 革を始めとする西欧からの様々な影響が直接的に波及するいわば文化の汽水域であったボヘミア王 国特有の多様な文化的要素が混交する社会状況を反映するものであった。こうした事情を背景とし て、ボヘミアの諸身分は、先進的な国家理論や理想とする他国の国制を取り入れながらも、基本的 には従来の制度および慣習を整備・強化することで、連合規約を完成させた。したがって、連合規 約はフス派戦争以降蓄積されてきたボヘミア諸身分の特権と自由の集大成であったと考えられる。

また、ボヘミアの特異な立ち位置を理解する上では、近年我が国でも関心が高まっている宗 派化 (Konfessionalisierung) をめぐる議論も有用な手掛かりとなるだろう。H. シリング (Heinz Schilling)とW. ラインハルト(Wolfgang Reinhard)によって提唱された宗派化論は、近世ヨーロッ パでは、国家が特定の宗派と結びつき、教会の教義・戒律・道徳観などの普及活動を通じて臣民の 日常生活全般を規制するようになり、それによって社会的規律化が進んだとするものである³¹。ボ ヘミアの多宗派寛容体制と諸宗派の動向は、この宗派化論の射程, 地域差による宗派化過程のタイ ムラグやバリエーションなどを検証する上でも重要視されている。一般に、宗派化論は複数の宗派 が併存していた東中欧地域には当てはまらないとされており,カトリック,聖杯派,兄弟団,ルター 派が混在していたボヘミアは,その代表例の一つである。シリング・ラインハルトの宗派化論は, アウクスブルクの和議が定める「支配者の宗教, その支配地に行われる(cuius regio, eius religio)」 の原則が示すように、一つの宗派に統一された領域を前提としているが、ボヘミア王国は神聖ロー マ帝国に属していながら、実はこの和議の適用範囲には含まれていない。先述のとおりボヘミアで は「クトナー・ホラの協定」が定着しており、個人の宗派選択権を認め、領主および都市による信 仰の強制を禁じるその規定は,和議の原則とは相容れないものであった。そのため,王権がカトリッ ク教会を支援し、領主層にはカトリック信者が多かったにもかかわらず、16 世紀後半に至ってもボ へミアの住民の9割近くは、聖杯派を始めとする非カトリック宗派によって占められていたのである。 カトリックの領主の下では、イエズス会の学校の招致や農奴をカトリック教区へ移動させるといっ た非暴力的な手段を通じて、カトリック化を推進する動きも見られたが、それでも「支配者の宗教、

その支配地に行われる」の原則がボヘミアで適用されることは稀であった³²。当時のボヘミアでは、カトリックの領主がその所領において、非公認とされた兄弟団ないし再洗礼派を黙認している事例も決して珍しくはなかった。このようにボヘミアでは、ハプスブルク家の支配体制が確立され、カトリック化政策が本格化する 1627 年に至るまで、国家的な宗派化が進展することはなかったのである。

3. 連合の崩壊

1619年7月のボヘミア連合の発足は、ハプスブルク家の皇帝の推進する絶対主義や宗教政策とは相反する立憲君主制、連邦制、多宗派に対する寛容といった特徴をもつ新しい国家連合が、神聖ローマ帝国の領内に成立することを意味していた。権勢に抗い新たな国制を打ち出したボヘミア連合は、その後どのような歩みをたどったのだろうか。皇帝による武力弾圧が予想される危うい状況に置かれたボヘミア連合は、発足当初から国際的な連携・支援の獲得に奔走していた。連合の命運を賭したこの戦略は、順調な滑り出しを見せた。尽力の甲斐あって、発足の翌月には上下オーストリアが連合に加盟し、ボヘミア連合はオーストリア・ハプスブルク家の所領の大半を勢力圏に引き込むことに成功したのである。さらに、その数日後にはトランシルヴァニア侯ベトレン・ガーボルとの間に攻守同盟を成立させている。ハンガリーの東部に位置するトランシルヴァニア侯国は、ハプスブルク家にとって同家の支配領域とオスマン帝国とを隔てる重要な緩衝国であった。当時、侯国を治めていたベトレンは、かつてのボヘミアと同じくハプスブルク家の皇帝が王位を兼位している隣国ハンガリーへの領土拡大の野心を抱いており、ボヘミア連合成立の混乱に乗じて蜂起し、ハンガリーへと侵攻していた33。ハプスブルク家に対して反乱を起こした者同士の間は急速に接近し、早々に攻守同盟が成立する運びとなった。そして、ベトレンがハンガリーの主要地域の占領に成功したことで、残されたハプスブルク家の所領はさらに削り取られたのである。

このように、国際的な連携・支援を拡大するボヘミア連合の戦略は、軌道に乗っていたかに見えた。しかし、順調に事が運んだのはここまでであった。連携の呼びかけに応じる国がそれ以上拡大することはなかったし、国際的な支援も連合側が期待していたほどの広がりを見せなかったのである。プファルツ選帝侯フリードリヒがボヘミア連合国王に即位した際に、これを承認した国はネーデルラント連邦共和国、デンマーク王国、スウェーデン王国、ヴァネツィア共和国のみであった34。その上、この中で具体的な支援を行ったのはネーデルラントだけである。ボヘミア連合が思うように連携・支援の輪を広げられなかった理由は、主に二つ挙げられるだろう。一つ目の理由は、ボヘミア諸身分が反乱を引き起こしたタイミングの悪さである。17世紀のヨーロッパは、カトリックとプロテスタントの対立、ハプスブルク家とそれに対抗するブルボン家、ヴァーサ家などの大国間の主導権争い、海洋貿易の覇権争い、絶対君主とそれに抵抗する諸身分の衝突など、複数の対立軸が水面下で錯綜する不安定な時代に突入し、大規模な戦争が勃発する機運が高まっていた35。ボヘミアの諸身分もそれを承知しており、自分たちの反乱によってこうした国際情勢が動き出し、プロテスタント勢力だけでなく、ハプスブルク家と敵対関係にある大国や経済的競争相手などからも幅広い支援が

獲得できると計算していた。この認識は必ずしも間違ってはいなかったが、当時のヨーロッパ諸国は共通して、ネーデルラントとスペインの間で結ばれた休戦協定が満期を迎える 1621 年が、大規模な争乱勃発の契機となるとの認識を抱いていた 36。そのため、各国ではこの予測に基づいて開戦準備や駆け引きが進行していたのである。1618 年のボヘミア反乱の勃発は、こうした大方の予想を覆す、唐突な出来事に他ならなかった。その結果、不意を打たれたヨーロッパ諸国が互いの出方を窺っているうちに、何時しか事態は終局を迎えていたのである。ボヘミア連合が最大の協力国として期待していたネーデルラントも、この休戦協定を理由に軍事的支援を拒否し、月に5万グルデンの資金援助を約束しただけであった 37。オラニエ公ウィレムはボヘミア連合に好意的ではあったが、ネーデルラント側も休戦期間の満了までに国内対立の解消や兵力増強を済まさなければならず、軍事的支援によってスペインを不用意に刺激するつもりはなかったのである。

二つ目の理由は、プファルツ選帝侯フリードリヒを新国王に選出した人選が、完全に裏目に出てしまったことである。結果的に、フリードリヒを選出したことによって、ボヘミアの反乱はハプスブルク家の一所領における騒動から、一転して神聖ローマ帝国全体の平和と秩序を揺るがす重大問題として浮上することとなった。プファルツ選帝侯位をもつフリードリヒがボヘミア連合の国王に即位するということは、プファルツとボヘミアの二つの選帝侯位を一人の人物が兼位することを意味しており、このような事態は前代未聞であった。他の選帝侯は同輩中の一人に権力が集中することを歓迎せず、強い警戒感を示した。加えて、ボヘミアの選帝侯位がプロテスタントのプファルツ選帝侯の手に渡るということは、これまで保たれてきた選帝侯位におけるカトリックとプロテスタントの均衡が崩れることをも意味していた3%。これによって劣勢に置かれるカトリック諸侯にとって、事態は深刻であった。また、ルター派のザクセン選帝侯ヨハン・ゲオルクも、カルヴァン派で新教同盟の中心人物であるフリードリヒの台頭を快く思っていなかった39。こうして、フリードリヒが帝国諸侯の間で孤立を深める中、対する皇帝フェルディナント2世は気前のいい条件を提示して、帝国諸侯を次々と味方につけていった。ボヘミアの反乱を平定した暁には、ザクセン選帝侯にラウジッツの譲渡を、旧教連盟の総帥であるバイエルン大公マクシミリアンにはプファルツから没収した選帝侯位を譲渡することを確約し、皇帝は帝国の二大諸侯の参戦を取り付けたのである40。

一方で、ボヘミア連合側の戦略は暗礁に乗り上げていた。プファルツ選帝侯は何らの支援ももたらさなかった。ボヘミア連合はフリードリヒの義父が国王であることと、イングランド国教会がローマ教皇庁と敵対していたことから、イングランドの支援を確実視していた。しかし、スペインとの関係修復に取り組み、ネーデルラントとは商業的に対立していたイングランド国王ジェームズ1世は、娘婿フリードリヒの王位受諾の決断に激怒し、一切の支援を拒否したのである⁴¹。その上、連合が無条件に協力を信じていた新教同盟の対応も期待外れであった。同盟のプロテスタント諸侯はフリードリヒの即位は承認したが、ボヘミアのフス派に共感を示すことはなく、彼らのために尽力することもなかった。それどころか、1620年7月には旧教連盟との間に、ボヘミア問題に関して双方が中立を保つことを確約したウルム条約を締結して、完全にこの件から手を引いてしまった⁴²。反乱当初、

ボヘミアの諸身分はプロテスタント勢力からの支援を単純に信じ込んでおり、ルター派とカルヴァ ン派が反目し合っていることや、プロテスタント諸侯がボヘミアの聖杯派と兄弟団に対して必ずし も同朋意識を抱いていないことなどは、彼らの計算には全く入っていなかったのである。また、諸 外国の対応も冷淡であった。連合はハプスブルク家と対立するフランスのブルボン家にも、一縷の 望みを託していたが、国王ルイ 13 世は敬虔なカトリックであったし、正統の国王への反逆に手を貸 すなど論外としていた。また、ボヘミア連合国王フリードリヒの妻エリザベスは、イングランドに おいて皇太子に次ぐ王位継承権者であり、未婚の皇太子の身に万一の事があれば、イングランド、プ ファルツ選帝侯領、ボヘミア王冠諸邦、上下オーストリアに至る広大な地域が実質的にフリードリヒ の支配下に置かれる事態も想定された43。このような強大な権力を有する君主の出現は、フランスに とって歓迎せざる事態であり、それは他国や帝国諸侯にとっても同様であった。さらに、ボヘミア 連合は古くから交流があり、兄弟団の信者も多い、ポーランド=リトアニア「共和国」にも使節を 派遣している。連合の使節はポーランド議会において、スラヴの伝承に登場する両民族の始祖であ るチェフ(Čech)とレフ(Lech) 兄弟の子孫による汎スラヴ的な団結を呼びかけ、議会の好感触を 得ていた4。しかし、ポーランド国王ジグムント3世の妨害によって、支援の決議が長引いている間に、 ボヘミア連合そのものが消滅する結果となった。実は、ジグムント3世は1613年に皇帝マティア スとの間に友好条約を結んでおり、そこには臣民の反乱が起こった場合には互いに軍事支援を行い、 亡命者の受け入れを行わないとの秘密条項が含まれていたのである⁴。ジグムント3世はこの取り 決めに従って, ハンガリーにコサック兵を急派して, 皇帝フェルディナント2世の窮地を救っている。 当時、ハンガリーの大部分を平定したトランシルヴァニア候ベトレン・ガーボルはさらに進軍して、 トゥルン伯率いるボヘミア連合軍と共にウィーンを包囲していたが、ハンガリーでの騒乱の報を受 けて、退却を余儀なくされたのである。その後、ベトレンがハンガリーを越えて進軍することはなく、 1620 年 2 月にはハンガリーにおける支配権の承認を条件に、皇帝フェルディナント 2 世との間に休 戦協定を締結してしまった ⁴6。フェルディナント2世が巧みな外交手腕を発揮する一方で,ボヘミ ア連合側は国際的な連携・支援の獲得にことごとく失敗しており、彼らはもはや連合内の結束を頼 りとするほかなかった。

しかし、頼みの綱の連合内の結束にも、フリードリヒの即位直後からすでに綻びが見え始めていた。ボヘミア連合が抱える最大の問題は財政難であった。15世紀以降、ヨーロッパの戦場における傭兵軍の占める比重は高まり続けていたが、傭兵軍を雇い入れ、なおかつ自陣に繋ぎ止めておくためには、恒常的に多額の費用を確保することが不可欠であった。反乱初期に、プファルツ選帝侯とサヴォワ大公が折半で派遣した傭兵隊長マンスフェルト率いる熟練した傭兵部隊は、ボヘミア連合にとって心強い増援であったが、フリードリヒの即位により、ボヘミア王位獲得に期待を寄せていたサヴォワ大公は傭兵軍への資金提供を打ち切ってしまった。この分の負担増も含め、連合政府には傭兵軍の費用が重く伸し掛かることとなったのである。資金難は、連合内部に様々な不和をもたらした。各領邦は費用の負担をめぐって対立し合い、資金の調達はますます困難になっていった。また、政

府の権限を事実上独占した上に、都市に経済的負担を強いる上級貴族に対して、市民の不満が爆発 し、多くの都市が戦争協力から手を引き始めていた47。ボヘミア連合の主体であるはずの諸身分の 内部にも、亀裂は生じていたのである。国王フリードリヒとボヘミア諸身分の関係も険悪であった。 議会の承認を得ない任官、嫡子を後継者に選ばせようとする露骨な工作、聖杯派・兄弟団への無理解、 カルヴァン派教義の押しつけなど、連合規約を無視した国王の振る舞いは、急速な人心の離反を招 いていた。傭兵の費用問題を解消し、兵力を確保するために、一時は徴兵制の導入を図る動きも見 られたが、これも失敗に終わることとなった48。1620年の初めには、ついに財政が危機的な状況に 陥り、傭兵への賃金の支払いが滞ったため、傭兵たちは各地で略奪を繰り返していた。マンスフェ ルト率いる傭兵部隊は、彼らが攻め落としたプルゼニを占領し続けており、賃金を支払わない政府 の命令には一切応じなかった。傭兵部隊のほとんどが駐屯していたボヘミア王国内では急速に治安 が悪化し、略奪に晒された農村では農民たちが武装し、各地で農民反乱が頻発した。1620 年の春に は、プラハ近郊とターボルの農民が蜂起し、議会に対して農奴身分からの解放を条件に自分たち農民 が敵と戦う旨を提案している。しかし、貴族たちは農民との交渉に応じず、唯一指導的貴族の一人で あるチェルネンブルが農奴制の撤廃を提案したが、議会がこれを承認することはなかった⁴⁹。その結果、 1620年の夏から秋にかけて、プラハは農民の反乱によって、孤立状態に陥っていた。このような状 況を見る限り,ボヘミア連合は皇帝軍との対決以前に,すでに内部崩壊の状態にあり,もはや戦争 を継続できるだけの能力を有していなかったものと考えられる。

ボヘミアが苦境に立つ中、旧教連盟、プロテスタントの有力者であるザクセン選帝侯、そしてスペイン・ハプスブルク家の協力を取り付けることに成功した皇帝フェルディナント2世は、大規模な討伐軍を派遣した。バイエルン大公マクシミリアンを総帥とする皇帝軍は、名将として名高いティリー伯率いるバイエルン軍を主体としており、オーストリアを平定した後にボヘミアへと侵入し、先に派遣されていたビュコワ伯の率いる皇帝軍との合流を果たして、プラハへと進軍していた。こうして1620年11月8日、プファルツ選帝侯の宰相であるアンハルト候率いるボヘミア連合軍約2万と皇帝軍約2万5千が、プラハに程近いチェコ語で「白い山」を意味するビーラー・ホラ(Bíláhola)で衝突することとなった。ボヘミア連合の命運を決する戦いはわずか半日で決着がつき、ボヘミア連合軍の大敗に終わった。国王夫妻並びにトゥルン伯を始めとする首脳陣はシレジアへと逃亡し、その翌日プラハは皇帝軍によって占領された。ボヘミア連合は成立から一年余りで消滅し、3年にわたるボヘミアの反乱は幕を閉じたのである。

この一戦での敗北は、ボヘミアに重大な結果をもたらした。1621年6月に、反乱の首謀者として27名(上級貴族3名、下級貴族7名、市民17名)が処刑され、多くの貴族・市民が投獄や国外追放、財産没収などの刑に処せられた。財産没収に関しては専門の委員会が設けられ、1629年に至るまで数百名を対象に財産没収が続いた。没収された領地は、ハプスブルク家に仕える傭兵隊長や貴族、カトリックの修道院などに分け与えられたため、ボヘミアの大半の領地において支配者が外国人となる、支配者層の入れ替えが起こったといわれている。そして、1627年に発布された「改定領邦条

例(Obnovené zřízení zemské) は、絶対君主制とカトリック化を支柱とするハプスブルク家の支配 体制の確立を決定づけた⁵⁰。条例は、ハプスブルク家がボヘミア王位を世襲すること、聖職者が議 会の第一身分としての地位を回復すること,「1609 年の勅書」の破棄及びカトリック以外の宗教の 禁止、議会は課税協替権のみを有すること、国王が立法権・貴族の資格認定の権限を有することな どを定めている。つまり、15世紀のフス派戦争以来、ボヘミアに根付いてきた国王選挙制、強力な 権限を有する議会,議会からの聖職者の排除,多宗派の宗教的寛容といった伝統は,この条例によっ て一掃されたわけである。過酷な処罰とカトリック信仰の強制によって、ボヘミアの非カトリック 諸宗派の信者は亡命を余儀なくされ、最終的にその数は15万人に達したと言われている51。ボヘミ ア連合がこのような悲劇的な最期を迎えるに至った理由としては、まず、ハプスブルク家の皇帝と 対決するにあたっての対策が外部からの支援頼みであった点や、国際情勢の把握が不十分だったこ となどが挙げられるだろう。しかし、最大の要因は、ボヘミア連合の体制が戦時に適していなかっ た点にあったと考えられる。効率的な戦費の調達および迅速な意思決定という点で,何事にも諸身 分の特権が重んじられ、議会の承認を必要とするボヘミア連合の国制は、戦争の遂行に最も適さな い類の体制であった。ボヘミアでは 15 世紀末以降,他国との戦争のない平和な時代が続いており, こうした時代からの制度や慣習を整備・強化することで完成されたボヘミア連合の体制は、平時に 即した仕組みであったといえるだろう。しかしながら、戦時を名目に国王あるいは特定の官職への 権限の集中を認めれば,独立闘争の目的であったはずの諸身分の特権を自ら侵害することとなるた め、ボヘミア連合は一種のジレンマに陥っていた。結局、ボヘミア連合では最後まで、国王の権限 は最小限に制約されており、ネーデルラントにおけるオラニエ公に相当するような実力者が登場す ることもなかったのである。

おわりに

本稿では、従来の国制史・法制史的な観点からではなく、連合の成立過程と連合規約の歴史的起源の検証を通じて、ボヘミアの諸身分がいかにしてボヘミア連合という特異な国家体制を成立させたのかを明らかにし、また連合の実情や規約の運用状況、諸外国との関係といった観点からも、ボヘミア連合の実像に迫ることを目指した。ボヘミアの反乱は、諸身分が信仰の自由と特権の尊重を求めて始まったものであったが、やがてそれは新たな国家体制の創設を目指す方向へと展開していった。そして、ボヘミア、シレジア、上下ラウジッツ、モラヴィアの5つの領邦が共同で連合規約を締結し、ボヘミア連合の名の下に緩やかな連邦を形成するに至ったのである。新生したボヘミア連合は、立憲主義、連邦制、諸身分の抵抗権の保障、多宗派の容認といった従来の神聖ローマ帝国内にはない新しい特徴をもった国家連合であった。連邦の紐帯であるボヘミア連合規約は、当時の先進的な国家理論や理想とするネーデルラント連邦共和国の国制などを取り入れながらも、基本的には長年ボヘミアに定着してきた制度および慣習を整備・強化することで完成されたものであった。連合規約には、ポーランドなどと共通する貴族共和制、諸身分の抵抗権、多宗派寛容体制といった

東中欧的伝統がみられる一方で、ネーデルラントを模範とした連邦制、プロテスタント系の学者たちの間で議論されていた国家理論など、多方面からの影響が混在しており、こうした特徴はスラヴ文化圏に属しながらも、ハプスブルク家の支配圏に組み込まれたことで、西欧からの影響を直接的に受ける位置にあったボヘミアの複雑な状況を反映していたと考えられる。

ボヘミア連合の形成は、ハプスブルク家の推進する絶対主義およびカトリック化に対抗して、諸身分が自らを主体とした新しい国家体制を打ち立てようとした非常に野心的な試みであったといえる。ボヘミア諸身分がつくり上げた連合規約は、フス派戦争以来200年の長きにわたり積み重ねられてきた諸身分の特権と自由の集大成であり、一時の成立ではあったが、そこには中・近世ボヘミアの身分制的国家体制の到達点が体現されていたのである。しかし、それゆえに、連合規約は多分に理想主義的なものでもあった。権力を分散し、諸身分の特権を最大限に保障した連合の国家体制は、皇帝による武力弾圧の危機に晒され、厳しい状況に置かれていたボヘミアの実情に必ずしも即していなかった。危機的な状況は、領邦間の衝突や国王と議会の軋轢、諸身分間の不平等、宗派間の反目などを招き、ボヘミア連合は皇帝との対決を前にして、すでに内部崩壊の状況に陥っていたのである。こうした連合の内実および限界に関しては、反乱運動に身を投じた非カトリック諸身分、なかでも主導的な役割を果たした貴族層の政治・経済的な実力、彼らが過度の理想主義に傾倒した背景などの検証も必要であり、本稿で扱うことのできなかったこれらの点は今後の課題としたい。

[注]

- 1 ボヘミア反乱の背景について詳しくは、Václav Bůžek, From Compromise to Rebellion: Religion and Political Power of the Nobility in the First Century of the Habsburgs' Reign in Bohemia and Moravia. In: Journal of Early Modern History (Vol. 8, No.1/2, 2004).
- 2 聖杯派はボヘミア住民の大部分が属した穏健的フス派であり、兄弟団はフス派戦争初期に急進的フス派のターボル派から分離した聖書の実践と非暴力を掲げる少数派である。聖杯派に関しては、Z. V. David, Finding the middle way: the Utraquists' liberal challenge to Rome and Luther (Washington, D. C., 2003). 兄弟団に関しては、Craig D. Atwood, The Theology of the Czech Brethren from Hus to Comenius (Pennsylvania, 2009).
- 3 Bůžek, From Compromise, pp.37-38.
- 4 Rudolf Stanka, Die böhmischen Conföderationsakte von 1619 (Kraus Reprint, 1965).
- 5 Winfried Becker, Ständestaat und Konfessionsbildung am Beispiel der böhmishen Konföderationsakte von 1619. In: Politik und Konfession. Festschrift für Konrad Repgen zum 60. (Berlin, 1983).
- 6 Joachim Bahlcke, Modernization and state-building in an east-central European Estate's system: the example of the Confoederatio Bohemica of 1619. In: Parliaments, Estates and Representation (17:1, 1997), pp.62-63.
- 7 窓から投げ落とされたカトリックの統治代理人ヴィレーム・スラヴァタとヤロスラフ・マルティニツ,書記のファブリツィウスの3名は,運よく落命を免れた。スラヴァタを始めとするボヘミアのカトリック有力貴族に関しては,R. J. W. エヴァンズ著,中野春夫訳『魔術の帝国:ルドルフ2世とその世界』平凡社,1988年,54-57頁。
- 8 「弁明」の内容に関しては、Tryntje Helfferich, The Thirty Years War: a documentary history (Indianapolis, 2009), pp.20-30.
- 9 この1万6千という数値は、30万といわれる三十年戦争最盛期のスペイン軍の兵力などと比較すると微少に思われるが、スペインからの独立闘争の渦中にあった1590年代のネーデルラントの兵力にしても2万程度であった。B.S.ホール著、市場泰男訳『火器の誕生とヨーロッパの戦争』平凡社、1999年、322 328頁。
- 10 Becker, Ständestaat, p.77.

- 11 枢機卿クレースルを始めとする皇帝の側近たちは、ボヘミアがネーデルラントのように完全な独立へと舵を切るのではないかという危機感を抱いていた。Bahlcke, Modernization, pp.68-69.
- 12 連合規約の成立過程について詳しくは、Becker, Ständestaat, pp.82-83.
- 13 非カトリック貴族が官職から排斥された政治状況に関しては、Bůžek, From Compromise, p.37.
- 14 Bahlcke, Modernization, p.70. 薩摩秀登著『プラハの異端者たち:中世チェコのフス派にみる宗教改革』現代書館, 1998 年、260 - 261 頁。
- 15 国王候補としてはフリードリヒの他にも、デンマーク王、ザクセン選帝侯、サヴォワ公、トランシルヴァニア侯などの名前が挙がっていた。Helfferich、The Thirty Years War, p.6.
- 16 J. V. Polišenský, War and Society in Europe 1618-1648 (Cambridge University Press, 1978), p.60.
- 17 国王候補には、仏王弟アンジュー公や英女王エリザベス1世などが挙げられていた。ネーデルラントの独立過程に関しては、川口博著『身分制国家とネーデルランドの反乱』(彩流社、1995年)を参照。
- 18 Polišenský, War and Society, p.58. 薩摩 『プラハの異端者たち』, 261 頁。
- 19 Bahlcke, Modernization, p.72. アルトジウスについては、オットー・フォン・ギールケ著、笹川紀勝他訳『ヨハネス・アルトジウス: 自然法的国家論及び法体系学説史研究』(勁草書房、2011年)を参照。
- 20 Becker, Ständestaat, pp.77-80.
- 21 例えば、1440年の国王選挙では、バイエルン大公アルブレヒトを選出したボヘミアに対し、シレジア、ラウジッツ、モラヴィアは先王の遺子ラディスラフの継承を求めて対立した。また、名高い「ハプスブルク家の兄弟喧嘩(1608 1611年)」では、ボヘミアとシレジアが兄ルドルフ2世側に付いたのに対し、モラヴィアは弟マティアス側に付いて争った。
- 22 議会の権限に関しては、Becker, Ständestaat, p.79.
- 23 「ボヘミアの信仰告白」について詳しくは、David, Finding, pp.168-197.
- 24 信仰告白にある宗派監督(自宗派の信徒に対する行政権、下級裁判権、聖職叙任権を有する)や護教官(議会招集権、非常時の徴税権・軍隊召集権を有する)の権限をめぐっては、「1609年の勅書」によってこれらも承認されたと主張する諸身分と、信仰の自由のみを容認したとする皇帝側とで見解が対立し、反乱の勃発の引き金となった。薩摩『プラハの異端者たち』、245 256頁。
- 25 薩摩 『プラハの異端者たち』, 160 頁。
- **26** 協定は 31 年の期限付きで成立したが、1512 年に無期限の基本法に改められた。David, Finding, pp.202-205.
- 27 皇帝フェルディナント 1 世の働きかけにより、教皇庁は 1564 年に協約を再承認した。しかし、1567 年にボヘミア 諸身分は自ら協約を領邦台帳から削除し、より広範な信仰の自由の獲得に乗り出した。Bůžek, From Compromise, p.34.
- 28 「ヤゲロニアン・ヨーロッパ」という用語は、ポーランドの歴史家ルソツキ(S. Russocki)の造語である。Inge Auerbach, The Bohemian Opposition, Poland-Lithuania and the Outbreak of the Thirty Years War. In: Crown, Church and Estates: Central European politics in the sixteenth and seventeenth centuries (London, 1991), pp.196-225.
- 29 ワルシャワ連盟協約とヘンリク条項に関しては、小山哲「ワルシャワ連盟協約の成立—16 世紀のポーランドにおける宗教的寛容の法的基盤—」(『史林』第73巻第5号, 1990年, 722 757頁) を参照。
- 30 Bahlcke, Modernization, p.61.
- 31 宗派化をめぐる議論に関して詳しくは,踊共二「宗派化論―ヨーロッパ近世史のキーコンセプト―」(『武蔵野大学 人文学会雑誌』第 42 巻 3・4 号,2011 年,270 - 221 頁)を参照。
- 32 Bůžek, From Compromise, p.42.
- 33 ハンガリーは 1541 年以降, ハプスブルク家が有する王領ハンガリー, オスマン帝国領ハンガリー, 東ハンガリー 王国 (トランシルヴァニア侯国の前身) の三国に分裂していた。ベトレン・ガーボル (ハンガリー人のためベトレンが姓で, ガーボルが名) は熱心なカルヴァン派信者であり, プロテスタントの保護を名目に王領ハンガリーへと侵攻した。Polišenský, War and Society, p.61.
- 34 C. V. ウェッジウッド著、瀬原義生訳『ドイツ三十年戦争』 刀水書房、2003 年、111 頁。
- 35 J. V. Polišenský, The Thirty Years' War. In: Past & Present (No.6, 1954), pp.35-37.
- 36 ウェッジウッド『ドイツ三十年戦争』, 70 頁。

- 37 この5万グルデンという援助金の額は、三十年戦争期の傭兵部隊の一般的な兵卒の月給(6グルデン)から概算すると約8300人分に相当するが、ネーデルラント側の支払いは滞りがちであった。Polišenský、War and Society、p.62. 傭兵の給料に関しては、佐久間弘展「三十年戦争期の戦争組織と社会」(歴史学研究会編『戦争と平和の中近世史』青木書店、2001年)、213頁。
- 38 それまで選帝侯位は、皇帝が兼位するボヘミアの選帝侯位を除いて、カトリックが 3 (マインツ、トリーア、ケルン)、プロテスタントが 3 (プファルツ、ザクセン、ブランデンブルク) で拮抗していた。Polišenský、The Thirty Years' War, p.38.
- **39** 新教同盟はフリードリヒの父が 1608 年に結成したプロテスタント諸侯の同盟であるが, 盟主がカルヴァン派であったため、ルター派諸侯の結束を欠いていた。
- 40 バイエルン大公は選帝侯位の獲得を悲願としていた。フェルディナント2世の提示した条件に出し惜しみは見られず、所領の大半を奪われた皇帝が窮地に立たされていたことが窺われる。Helfferich, The Thirty Years War, p.8.
- 41 Polišenský, War and Society, p.59.
- 42 Helfferich, The Thirty Years War, pp.8-9.
- 43 ウェッジウッド『ドイツ三十年戦争』, 118 頁。
- **44** チェフはチェコ人の,レフはポーランド人の始祖と言われる。この時代に,すでに汎スラヴ的な発想が見受けられる点は興味深い。Auerbach, The Bohemian Opposition, p.210.
- 45 Auerbach, The Bohemian Opposition, p.209.
- 46 トゥルン伯は二度にわたりウィーン包囲を行ったが、二度とも攻略には至らなかった。Polišenský, War and Society, p.62.
- 47 Polišenský, War and Society, p.63.
- 48 ウェッジウッド『ドイツ三十年戦争』, 126 頁。
- 49 Polišenský, War and Society, p.64.
- 50 ボヘミアへの処分と改定領邦条例に関して詳しくは, R. J. W. Evans, The making of the Habsburg Monarchy 1500-1700 (Oxford University Press, 1979), pp.198-199.
- 51 亡命者の中には、近代教育学の父と言われるコメニウスなど、多くの知識人・芸術家が含まれており、人材の流出はボヘミアに文化・芸術面でも大きな損失をもたらした。コメニウスは兄弟団の長老の一人でもあった。Atwood、The Theology of the Czech Brethren, pp.327-365.